

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、食品の開発及び食品のバイヤーとして勤務した後、転職し、食品会社の営業職として単身赴任していたが、精神的に不安定となり、〇クリニックを受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

転職前は、企業側へ検査基準を提示していたが、転職に伴い、これまでとは逆の立場から、基準をクリアする食品の提案を行うに際し、著しく職務遂行を困難にし、業務上の精神的負荷が直接の原因となって精神障害に陥ったものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

・ 請求人が転職し、単身赴任及びバイヤーから営業側への立場の変化があったことは、「転勤をした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、心理的負荷の強度の修正は必要ない。

・ 出来事後の状況が持続する程度については、恒常的な長時間労働は認められず、「相当程度過重」には至らない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」である。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価

業務以外の心理的負荷として、特に該当する出来事は認められない。

个体側要因については、特に認められるものはなかった

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、請求人に発症した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

- ・ 請求人が転職し、単身赴任となったこと、前職では食品のバイヤーとして、メーカーから営業が行われる側であったが、転職したことで自らが営業を行う立場となったことが認められ、この出来事を職場における心理的負荷評価表に当てはめると、「転勤をした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、心理的負荷の強度の修正は必要ない。
- ・ 出来事後の状況が持続する程度についてみると、仕事の量、質、責任等に変化はなく、「相当程度過重」には至らない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特に認められるものはなかった。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、請求人に発症した精神障害は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。